

平成21年3月24日

広島市議会議長
藤田博之様

提出者
広島市議会議員

木山徳和 熊本憲三

太田憲二 星谷鉄正

元田賢治 中原洋美

永田雅紀 馬庭恭子

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定
を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	

広島市議会議長名

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定
を求める意見書案

近年、米国での金融危機に始まる世界的な不況により、雇用情勢は急激な悪化の一途をたどっています。また、急速な構造改革により、経済、雇用、産業などの様々な分野や地域間において格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増すばかりです。働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」等、新たな貧困と労働の商品化が広がり、障害を抱える人々や社会とのつながりをつくれない若者等、働きたくても働けない人々の増加は、日本全体を覆う共通した課題となっています。

こうした中、働く者や住民が協同で出資し、協同の経営で働く「協同労働」を旨とする協同組合は、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、今日の社会問題を解決する手段の一つとして、大変注目を集めています。また、「民」の力をいかして働く場を増やすことができる「協同労働」の必要性は一段と高まるばかりです。

しかし、現在、この「協同労働」の協同組合には法的根拠がないため、社会的に十分認知されておらず、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があり、法制化を望む声が高まっています。

よって、国会及び政府におかれては、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開く有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）を速やかに制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。